

高齢者虐待防止指針

特定医療法人 南山会

介護老人保健施設 峡西老人保健センター

1.基本理念

高齢者の尊厳を保持するため、いかなる時も利用者に対して虐待を行ってはならない。そのため 峡西老人保健センターの基本的な考え方として指針を定め、職員が高齢者虐待について理解し虐待を未然に防ぐ方策を共有する。

2.定義

①高齢者虐待の定義

高齢者虐待の防止、高齢者に対する支援等に関する法律（以下、「高齢者虐待防止法」という。）では、「高齢者」を65歳以上の者と定義している。また、「高齢者虐待」を「養護者による高齢者虐待」と「養介護施設従事者等による高齢者虐待」に分けて定義する。

②「養護者」とは

養護者とは「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」とされており、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人、同居していないが身辺整理している親族知人等が該当する。

③「養介護施設従事者等」とは

養介護施設従事者等とは、老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員が該当する。

区分	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	・老人福祉施設 ・有料老人ホーム	・老人居宅生活支援事業	「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者（※）
介護保険法による規定	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター	・居宅介護サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス ・介護予防支援事業	

※業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）や、介護職員以外で直接高齢者に関わる他の職種も含む（法第2条）

④高齢者虐待の種類と具体例

養介護施設従事者等による高齢者虐待類型の例について下表に示す。養介護従事者等による下表の行為で、高齢者本人が心身に深い傷を負い、基本的人権が侵害されているような場合には、虐待対応を行う必要がある。問題が深刻化する前に発見し、支援を開始する事が重要である。

区分	内容と具体例
身体的虐待	<p>1. 暴力的行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけて火傷をさせる。 ・本人に向かって物を投げつけたりする。など <p>2. 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介護がしやすいように職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事などの際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。など <p>3. 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体拘束の3原則「切迫性」「非代替性」「一時性」を満たしていない場合の拘束は全て虐待となる。 「切迫性」とは認知症の方ご本人、もしくは他の利用者が危険にさらされる可能性が著しく高い時に適用される。 「非代替性」とは身体拘束する以外の介護方法がない場合のみに適用される。 「一時性」とは、やむを得ず認知症の方を身体拘束する場合にあっても拘束は一時的でなければならない。 <p>※身体拘束に関する詳細は「身体拘束解消に関する指針」を参照。</p>

区分	内容と具体例
介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)	<p>1. 必要とされている介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪、髭、爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・オムツが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすほどの水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。 ・室内にゴミが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。 ・睡眠薬・向精神薬等を過剰に摂取させ、職員本位で利用者の行動を制限させたりすること。（ドラッグロック）など <p>2. 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠り、医学的診断を無視した行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療が必要な状態にも関わらず、受診させない。あるいは、救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない。副作用を生じているのに放置している。処方通りの治療食を食べさせない。など <p>3. 必要な器具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ナースコール等使用させない、ナースコールを手の届かないところに置く。など ・必要なメガネ、義歯、補聴器等があっても使用させない。など <p>4. 高齢者の権利を無視した行為またはその行為の放置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしない。など
区分	内容と具体例
心理的虐待	<p>1. 威嚇的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・怒鳴る、罵る。 ・「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言い脅す。など <p>2. 侮辱的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。 ・日常的にからかったり、「死ね」など侮辱的なことを言う。 ・排泄介助の際、「臭い」「汚い」など言う。 ・子供扱いするような呼称で呼ぶ。など <p>3. 高齢者や家族の存在、行為を否定、無視するような発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことできないの」などと言う。言葉の暴力による行動制限（スピーチロック） ・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。 ・スタッフへの話しかけやナースコール等を無視する。 ・高齢者の大切にしている物を乱暴に扱う、捨てる、壊す。 ・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。など

	<p>4. 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視してオムツを使う。 ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。 <p>5. 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の家族に伝えてほしい訴えを理由もなく無視して伝えない。 ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。など <p>6. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子での移動介助の際に、早いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・自分の信仰している宗教に加入するように強制する。 ・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 ・本人の意思に反して異性介助を繰り返す。 ・浴室脱衣所で異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。など
<p>区分</p>	<p>内容と具体例</p>
<p>性的虐待</p>	<p>1. 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性器等に接触、キス、性的行為を強要する。 ・性的な話を強要する。(無理やり聞かせる、無理やり話させる) ・わいせつな映像や写真を見せる。 ・本人を裸にする、またはわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影した物を他人に見せる。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下(上)半身を裸にしたり、下着のまま放置する。 ・人前で排泄させたり、オムツ交換をしたりする。また、その場面を見せないための配慮をしない。
<p>区分</p>	<p>内容と具体例</p>
<p>経済的虐待</p>	<p>1. 本人の合意なしに財産や金銭を使用、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・金銭・財産等の着服・窃盗等(高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、お釣りを渡さない) ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。

3.身体拘束禁止規定と高齢者虐待

養介護施設・事業所における不適切なケアや高齢者虐待の実態は、外部からは把握しにくい特徴があることを認識し、虐待を早期に発見しうる立場にある養介護施設・事業所に従事する者は、その職務において高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。なお、意図的か否かは問わず、高齢者の権利利益が侵害される行為は虐待と判断する。

②通報の義務

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者に対し、当該施設・事業所において業務に従事する者から虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報しなければならないという通報義務が定められている。明らかに高齢者虐待があったと判断されるものに限らず、高齢者虐待があったと疑われる場合には通報する義務がある。

養介護施設従事者以外のものが虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、生命、身体の重大な危険が生じる場合には通報義務、そうでない場合には努力義務を定めている。また、虐待を受けた本人も市町村に届けることが出来る。※当施設の流れは図-1 に示す

(虐待発生時のフローチャート)

③通報者の保護

高齢者虐待防止法では、通報者の保護について次のように規定される。

- ・虚偽および過失の場合を除き、刑法の秘密漏示罪、その他の守秘義務違反には該当しない。
- ・養介護施設従事者等が通報等を行った場合には、通報等をしたことを理由として解雇その他の不利益な取り扱いを受けないこと。

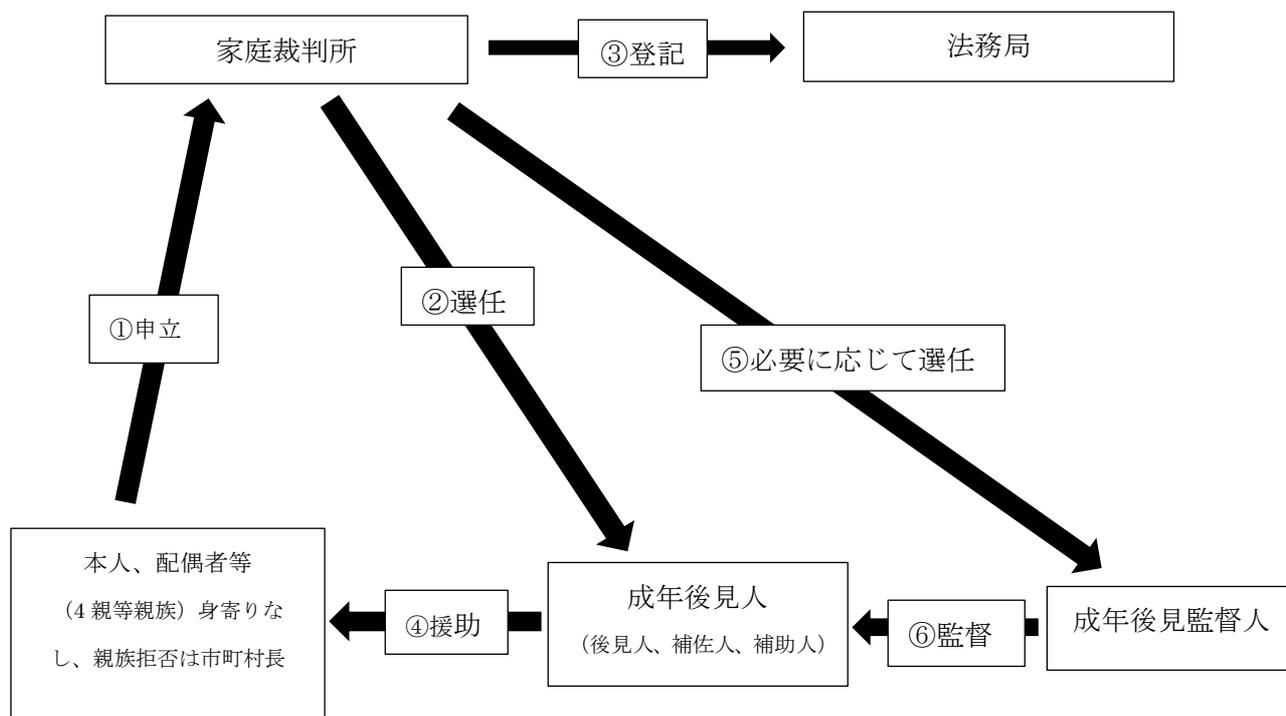
養介護施設・事業所の経営者・管理者は、養介護施設従事者等に対して、通報等行ったことによつて解雇その他の不利益な取り扱いを受けないという通報者の保護に関する規定についても説明し、通報者の保護を図らなければならない。なお、通報を受けた市町村の職員にあつても、通報または届出をしたものを特定させるものを漏らしてはならないこと、通報者の保護を図ることが規定されている。

7.当施設での成年後見制度の利用について

①成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などによって物事の判断能力が不十分の方を保護し、支援していく制度である。当施設入所中の方の後見人についての相談窓口は支援相談員が行っている。成年後見制度の申立て、選任、支援の仕組みについては図-2 になる。当施設入所中の方、後見人についての窓口は支援相談員 TEL055-282-7000

図一 2 成年後見制度の申立て、選任、支援



8.虐待等に係る苦情解決方法

当施設では虐待等に係る苦情解決の体制を設置。虐待に係る苦情相談は苦情受付担当者が受けている。なお、苦情や相談を申し出ることによって不当な扱いをされることは一切ない。プライバシーは厳守される。

9.当該指針の閲覧について

当該指針は当施設のホームページからも閲覧可能。また、事務所にも当該指針を保管しているためで事務所職員へ申し出あることで閲覧可能。

10.その他虐待防止推進のための活動

当施設では南アルプス市キャラバンメイト連絡協会の活動に協力しており、地域住民から相談を受けたり、関係機関との連携を図ることで高齢者虐待の早期発見、早期対応に繋がる様、取り組みを行っている。また、適切な支援を受けることで今まで通り住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けられる様、行政や医療、介護関係者だけでなく、地域住民が認知症を正しく理解し、地域ぐるみで認知症の方や家族を支えていく地域づくりを目指す。

《参考文献》

- ・養介護施設従事者等向け 高齢者虐待防止・対応マニュアル 平成 31 年 2 月佐世保市長寿社会課
- ・厚生労働省 HP 高齢者虐待防止の基本

制定 令和4年 1月 6日
改定 令和6年 10月 5日

改訂箇所(R6.10.5)

- P2 区分：身体的虐待、内容と具体例の3.「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制について3原則追加。
- P3 区分：介護・世話の放棄・放任（ネグレクト） 内容と具体例の1.「ドラッグロックについて」追加。
- P3 区分：心理的虐待、内容と具体例の3.「スピーチロックについて」追加。
- P5 4.「施設内の組織との連携」の委員会名、虐待防止委員会から高齢者権利擁護・虐待防止委員会へ変更。
(図も含む)
- P7 10. その他の虐待防止推進のための活動の「認知症サポーターキャラバンの活動」部分を「南アルプス市キャラバンメイト連絡協会の活動に協力」へ変更。